

焼津市デジタル田園都市構想総合戦略実務者連絡会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、焼津市デジタル田園都市構想総合戦略（以下「総合戦略」という）の推進に向けた連携に関する協定書第4条の規定により、実務者による連絡会の設置および組織並びに協議内容について必要な事項を定めるものである。

(組織の名称)

第2条 組織の名称は「焼津市デジタル田園都市構想総合戦略実務者連絡会」とする（以下「連絡会」という）。

(所管事務)

第3条 連絡会は、総合戦略の推進に向けた連携協定第2条における連携事項を推進するための協議や情報交換を行う。

(組織)

- 第4条 連絡会は連携協定を締結した団体の実務者で組織する。
- 2 事業推進にあたり、連絡会の下に関係する連絡会の実務者で組織されるプロジェクトチームを設置することが出来る。
 - 3 プロジェクトチームで検討された協議結果は、連絡会に報告しなければならない。
 - 4 必要に応じて関係する機関をプロジェクトチームに招致することが出来る。

(会長)

- 第5条 連絡会の会長は、委員の互選により定める。
- 2 会長は連絡会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 プロジェクトチームが設置された場合、チームの代表は本プロジェクトを主管する市の組織から連絡会に出席している者が務める。

(会議)

- 第6条 連絡会の会議は必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。
- 2 連絡会は委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。
 - 3 委員が出席できない場合は、代理出席を認める。

(庶務)

第7条 連絡会の庶務は総合戦略を担当する組織において処理する。